- ○11月30日、発電所構内の車両スクリーニング場(管理対象区域内)において、車両スクリーニング の順番待ちをしていた協力企業作業員が、携行していたペットボトルの飲料水を摂取していることを 車両スクリーニング場の誘導員が確認しました。
- ○管理対象区域内での飲食については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及 び特定核燃料物質の防護に関する規則」及び「電離放射線障害防止規則」において、禁止されており ますが、本件はこれらに抵触する可能性があると考えております。
- 〇なお、以下のことから、内部取り込みの可能性はないものと考えております。
 - ・当該作業員の口・鼻のサーベイ結果(11月30日実施)において、汚染が確認されていないこと
 - ・ホールボディカウンタの測定結果(11月30日実施)において、内部取込みは確認されていないこと
- ・水分を摂取していた車内のサーベイ結果(11月30日実施)において、汚染が確認されていないこと 〇今後、同様の事例が発生しないよう、再発防止策を講じてまいります。



車両スクリーニング場の周辺地図